

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報

## 新型コロナワクチン接種

(6月17日現在)

### ■ 4回目接種が始まりました

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や一定の基礎疾患を持つ人が感染した場合、重症化しやすいことが明らかになっています。重症化予防のため4回目接種を実施していますので、対象となる人は接種をご検討ください。

▼接種対象者 次のいずれかに当てはまる人。①60歳以上の人②18歳以上60歳未満で基礎疾患があるまたは重症化リスクが高いと医師が認める人。

▼接種間隔 3回目接種から5カ月経過後。

▼その他 3回目接種から4カ月半となった人へ、毎週月曜日に「接種券」を発送しています。

なお、本市では、「基礎疾患のある人」などが速やかに接種できるよう、18歳以上のすべての人に「接種券」を発送していますので、対象者であることをご確認の上、予約をしてください。また、現在対象外の人、国の検討によって、今後対象者となる可能性がありますので、「接種券」は大切に保管してください。

接種会場やスケジュールなど、詳しくは、4回目「接種券」に同封されている案内または市☎・とちぎテレビのデータ放送をご覧ください。



▲市☎  
「4回目接種について」

### ■ WEB予約の手続きをお手伝いします

8月31日までの間、各地区市民センターなどでWEB予約のお手伝いをしています。「接種券」をお持ちの上、お越しください。

▼支援場所・受付時間 下の表の通り。

支援場所	受付時間
市役所本庁舎1階 各地区市民センター	午前8時30分～午後5時15分 (月～金曜日。祝休日を除く)
保健センター (トナリエ宇都宮9階)	午前9時～午後5時 (水曜日・祝休日を除く)

ワクチン接種の電話予約や問い合わせはこちらへ

宇都宮市新型コロナ  
ワクチン接種コールセンター

☎0120(611)287(通話料無料)

※お掛け間違いにご注意ください。

▼対応時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を含む毎日)。



## 支援制度をご活用ください

### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

ID 1029351

ID 1029471

☎子育て世帯生活支援特別給付金事務局 ひとり親世帯分＝☎(632)2386

ひとり親世帯以外分＝☎(632)2387

▼支給対象者・申請 右の表の通り。

▼対象児童 高校3年生(18歳になる年度)までの児童。ただし、特別児童扶養手当認定相当の児童の場合は20歳未満まで対象。

▼支給額 児童1人当たり5万円。

▼申請期限 令和5年2月28日(必着)。ただし、令和5年3月1日～4月1日生まれの児童は5月中旬を予定(ひとり親世帯以外分のみ)。

▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。



▲市☎  
「ひとり親世帯分」



▲市☎  
「ひとり親世帯以外分」

支給対象者	申請
<b>ひとり親世帯分</b>	
令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人	不要
公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	必要
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	
<b>ひとり親世帯以外分</b>	
令和4年度分の住民税均等割が非課税の人で、次のいずれかに該当する人	不要
▼令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者	
▼児童手当(令和4年4月1日～令和5年4月1日生まれ)または特別児童扶養手当(令和4年5月分～令和5年3月分)の新規受給者	
平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に出生した児童のみの養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人	必要
新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人	

## 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

ID 1028294

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民の皆さんの生活や暮らしを支援するため、令和4年度に新たに市民税均等割が非課税となる世帯などに対して、臨時特別給付金を支給します。

ただし、住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯、令和3年度住民税非課税分または家計急変世帯に対する臨時特別給付金を受けた世帯は対象となりません。

■対象 次のいずれかに当てはまる世帯。

### ①住民税非課税世帯

▼令和3年12月10日に、日本国内の住民基本台帳に登録がある。

▼令和4年6月1日に本市の住民基本台帳に登録がある。

▼世帯の全員が令和4年度の市民税(均等割)が非課税である世帯。

### ②家計急変世帯

①に該当する人以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し、令和4年度の市民税均等割が非課税である世帯と同様の水準(※)と認められる世帯。

※世帯員それぞれの年収見込み額(令和4年1月～9月までの任意の1カ月の収入を12倍した合計額)が非課税相当。

問臨時特別給付金コールセンター ☎0120(375)787

■手続き方法 ①支給対象となる可能性がある世帯には、市から確認書を発送。必要事項を書き、確認書の発行日より原則3カ月以内に、同封された返信用封筒で返送②申請を希望する人は、申請書を市庁からダウンロードするか、電話で、コールセンターへ。申請書に必要書類を添えて、9月30日(必着)までに、送付で、〒320-8540 市臨時特別給付金実施本部内事務処理センターへ。

■支給額 1世帯当たり10万円。

■支給方法 書類受け付け後、おおむね約3週間後に、世帯主本人名義の金融機関の口座へ振り込み。

■その他 対象と思われる世帯で確認書類が届かない場合は、臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください。詳しくは、市庁をご覧ください。



▲市庁



### 振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

国・県・市職員などが、現金自動支払機(ATM)の操作をお願いすることはありません。不審な電話がかかってきた場合は、市消費生活センター(馬場通り4丁目・表参道スクエア5階) ☎(616)1547、または最寄りの警察署へご連絡ください。

## 新型コロナワクチンの接種証明書の発行

ID 1027469

問新型コロナワクチン接種実施本部 ☎(622)1171

▼対象 接種時点で本市の住民基本台帳に登録があり、接種証明書を必要とする人。

▼申請方法 申請書に必要事項を書き、必要書類・返信用封筒(郵便番号・住所・氏名を明記し、切手を貼付)を添えて、郵送で、新型コロナワクチン接種実施本部へ。

または、必要書類をお持ちの上、直接、保健予防課(竹林町・保健所内)またはパスポートセンター(馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階)、保健と福祉の相談(市役所1階)、各地区市民センターへ。ただし、土・日曜日、祝休日を除く。

▼その他 必要書類など、詳しくは、市庁をご覧ください。



▲市庁

## 国民健康保険税・介護保険料の減免

ID 1023257

問国民健康保険税=保険年金課 ☎(632)2323、介護保険料=高齢福祉課 ☎(632)2907

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯の国民健康保険税および介護保険料が、申請により減免となる場合があります。詳しくは、各問い合わせ先へ。



▲市庁

## 生活困窮者自立支援金

ID 1027314

問宇都宮市自立支援金コールセンター ☎(632)5360

### ■対象

▼初回 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合資金の特例貸付が終了、または利用できない世帯。

▼再支給 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了した世帯。支給には収入・資産・就労活動などの条件があります。

■金額(月額) 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上の世帯=10万円。支給条件あり。

■支給期間 初回、再支給とも最大3カ月。

■申請期限 8月31日(消印有効)。



▲市庁

## 国民健康保険傷病手当金

ID 1023292

問保険年金課 ☎(632)2316

▼対象 国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤め給与と収入のある人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを休み、給与収入が減少した人。

▼支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

▼申請期限 労務に服することができなくなった日の翌日から2年間。



▲市庁